

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	金属盗対策法案の国会論議 －太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗等に係る対策－
著者 / 所属	吉田 徳仁 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	478 号
刊行日	2025-9-29
頁	19-32
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

金属盗対策法案の国会論議

― 太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗等に係る対策 ―

吉田 徳仁

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 金属盗対策法案の概要
3. 金属盗対策法案についての主な国会論議
4. 今後の課題

1. はじめに

近年、カーボンニュートラルを目指す動きが世界的に加速する中で、再生可能エネルギーによる発電や電気自動車に必要不可欠である銅を始めとして国際的に金属スクラップの価格が高騰している¹。これらを背景に、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗を始めとする金属盗²の認知件数・被害額は、令和2年の5,478件・約25億円から令和6年には2万701件・約140億円にまで増加している³。

こうした状況を踏まえ、令和7年の第217回国会（常会）において、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案」（閣法第49号）（以下「金属盗対策法案」という。）が国会に提出され⁴、可決・成立した（令和7年法律第75号）⁵。

本稿では、金属盗対策法案の背景・全体像を概観し、国会における主な議論を整理する。

¹ 銅スクラップの1kg当たりの価格（年平均）は、令和2年まで600円前後で推移していたが、令和3年から高騰し、令和5年には約1,131円となっている（金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』5頁）。

² 被害品が金属類（銅板、銅線、溝蓋・マンホール等）に係る窃盗（金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』1頁）。

³ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第23号（令7.5.23）

⁴ 令和6年9月から警察庁が開催した「金属盗対策に関する検討会」において法規制の在り方も含めた金属盗対策について専門家による検討が行われ、令和7年1月に報告書が取りまとめられた。

⁵ 衆議院は令和7年5月27日に、参議院は同年6月13日に本会議で採決され、いずれも賛成多数で可決された（同年6月20日公布。施行日については2. 参照。）。

2. 金属盗対策法案の概要

令和6年の金属盗の被害額約140億円は、窃盗犯全体の被害額約789.3億円⁶の約2割を占めるほか、太陽光発電施設での発電が停止することによる売電損失は、設備電圧区分が特別高圧設備の場合、平均で4,220万円、最大で1億円以上とされており⁷、経済的な損失が甚大である。金属盗の被害に関しては、約3分の1が太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗であり⁸、銅製の金属ケーブルの窃盗が多く⁹、関東（特に北関東）での被害が多い¹⁰といった特徴が見られる。また、金属盗の犯行に関しては、不法滞在外国人グループによる組織的犯行が見られ¹¹、金属ケーブル窃盗で用いられる犯行用具の84%はケーブルカッターやボルトクリッパー（以下「ケーブルカッター等」という。）であり¹²、被害品の多くが金属くず買受業者で換金される¹³といった特徴が見られる。

こうした金属盗の特徴を踏まえ、金属盗対策法案は、（1）盗品の換金を困難にすること、（2）犯行用具を規制すること、（3）盗難防止情報の周知によって防犯対策を進展させることの三本柱で構成されている（（2）、（3）は令和7年9月1日、（1）は公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日に施行される。）。以下では、その概要を整理する。

（1） 盗品の換金を困難にすること

ア これまでの法規制

（ア）刑法、組織的犯罪処罰法（盗品と知りながら買い受けた場合の規制）

盗品と知りながらの買受けに関しては、従前から刑法（明治40年法律第45号）や組織

⁶ 警察庁『令和6年の犯罪情勢』（令7.2）8頁

⁷ 一般社団法人太陽光発電協会、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会『太陽光発電のケーブル盗難削減に向けて』（令6.9）14頁

⁸ 令和5年の金属盗の認知件数は1万6,276件であるが、うち5,361件（32.9%）が太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗の認知件数である（金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』2～3頁）。

⁹ 令和6年の金属盗の被害を品目別に見ると1万1,486件（55.5%）が金属ケーブル、材質別に見ると1万1,191件（54.1%）が銅である（第217回国会衆議院内閣委員会議録第23号（令7.5.23））。なお、令和5年（鉄は令和5年度）において、1kg当たりの銅スクラップの平均価格（約1,131円）はアルミニウム（約185円）や鉄（約47円）と比較して高い（金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』5頁）。

¹⁰ 令和6年中の金属盗の認知件数のうち、過半数を茨城、千葉、栃木、埼玉、群馬の5県が占めている。また、同年中の太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗の認知件数は、茨城、栃木、群馬、千葉の4県で約8割となっている（第217回国会参議院内閣委員会議録第22号（令7.6.12））。

¹¹ 金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』3頁。太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の令和6年の検挙人員147人のうち外国人は110人で、検挙人員全体の約7割を占めている（カンボジア74人、日本人37人、タイ19人、ベトナム人8人、ラオス人5人、スリランカ人4人）。この外国人110人のうち、不法滞在である者は89人と、約8割を占めている（第217回国会衆議院内閣委員会議録第23号（令7.5.23）、第217回国会参議院内閣委員会議録第22号（令7.6.12））。また、盗品であると知りながら金属くずを買い受けたとして中国籍の従業員や代表者が検挙された事例も把握されている（第217回国会参議院内閣委員会議録第22号（令7.6.12））。

¹² 令和5年から令和6年6月までに検挙した金属盗に用いられた犯行用具の約半数をケーブルカッター等が占め、金属ケーブル窃盗に限ると全体の84%を占める（金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』7頁）。

¹³ 令和5年1月から令和6年6月までの間の金属盗の検挙事例において、盗品の処分先が判明しているもののうち、約9割の事例で、窃取された金属くずが金属くず買受業者に持ち込まれている（第217回国会衆議院内閣委員会議録第23号（令7.5.23））。

的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）で規制されている¹⁴。刑法第256条第2項の「盗品等有償譲受け」では、盗品等を有償で譲り受けた者は、10年以下の拘禁刑及び50万円以下の罰金に処するとされている。組織的犯罪処罰法第11条の「犯罪収益等収受」では、情を知って、犯罪収益（死刑又は無期若しくは長期4年以上の拘禁刑が定められている罪等¹⁵の犯罪により得た財産など）等を収受した者は、7年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされている。

（イ）古物営業法（古物の買受けに係る規制）

古物営業法（昭和24年法律第108号）は、「古物商が盗品等を取り扱う蓋然性が極めて高いという特殊性から、古物営業そのものを警察の監督下におき、盗品等の売買を阻止し、又は、その発見に努め、被害者の保護にあたりとともに、犯罪の検挙を容易にし、犯罪の予防を図り、国民生活の安寧を維持し、もって公共の福祉を増進すること」¹⁶を目的としており、古物を売買する古物商などを許可制とした上で、取引の相手方の本人確認義務などの遵守事項等を定めている。罰則については、無許可営業で3年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科、本人確認義務違反で6月以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又はこれらの併科などとなっている。

しかしながら、規制対象となる「古物」は、客観的に本来の用法に従って使用できるものでなければならず¹⁷、グレーチング（溝蓋）¹⁸等がそのまま持ち込まれた場合は古物に該当するが、切断された金属ケーブル等は古物に該当せず規制対象とはならない¹⁹。

（ウ）金属くず条例（金属くずの買受けに係る地域的な規制）

金属くず条例は、金属盗の防止などを目的として、令和7年9月1日現在、17道府県において制定されている²⁰。その内容や罰則は条例によって異なるが²¹、事業者に課せられる主な義務は、①相手方の確認義務、②不正品の疑いがあると認めるときの警察への申告、③帳簿等への記載である。しかし、当該規制は条例のある一部地域に限られ、条例未制定の都府県の金属くず買受業者に盗品が持ち込まれる「県またぎ」も見られる²²。

イ 金属盗対策法案（金属くずの買受けに係る全国的な規制）

こうした状況から金属くずの買受けに係る全国的な規制を課すため、金属盗対策法案

¹⁴ 令和6年1月から令和7年5月までの間に、金属くずなどを盗品であると知りながら買い受けるなどして検挙された事業者として警察庁が都道府県警察から報告を受けているのは、17事業者とされる（第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12））。

¹⁵ 窃盗の罪は、10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するとされている。

¹⁶ 警察庁『古物営業法等の解釈運用基準』（令6.8.14）2頁

¹⁷ 金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』6頁

¹⁸ グレーチング窃盗は金属ケーブル窃盗の次に多く、令和6年の品目別認知件数は1,698件である（第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23））。

¹⁹ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

²⁰ 北海道、茨城県、千葉県、長野県、静岡県、福井県、岐阜県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県。

²¹ 例えば、届出制・許可制について各条例は以下のように分類できる。届出制：島根県、岡山県、広島県及び徳島県の条例。許可制：北海道、茨城県、千葉県、岐阜県及び山口県の条例。許可制（行商については届出制）：長野県、静岡県、福井県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の条例。

²² 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23）

では、盗品の換金を困難にするため、被害が多い銅などの特定金属²³くずの買受けを行う営業に係る措置を新たに規定している。当該措置は、特定金属くず買受業を営もうとする者²⁴に対し届出を求めた上で（第3条）、特定金属くずの買受け時の相手方の本人確認²⁵（第7条）や本人確認記録及び取引記録の作成・保存（第8条、第9条）、買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがある場合の警察官への申告（第10条）を義務付けている。また、これらの義務を履行させるための指示処分、営業停止命令、報告徴収及び立入検査といった特定金属くず買受業者への行政処分に係る規定も設けられている（第11条～第13条）。罰則については、営業停止命令違反（第21条）、無届営業（第23条第1号）、虚偽の届出（第24条第1号）、報告・資料提出義務違反や立入検査の拒否、妨害、忌避（第24条第3号）等に科せられる。なお、届出方法、本人確認方法、記録の作成方法等については、国家公安委員会規則で定めることとされている。

（２） 犯行用具を規制すること

ア これまでの法規制

（ア）ピッキング防止法（ピッキング用具、ドライバー、バール等の規制）

犯行用具を規制するものとしては、侵入犯罪を未然に防止するために制定された特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号。以下「ピッキング防止法」という。）がある。同法は、ピッキング用具等の正当な理由のない所持と侵入工具（ドライバーやバールなどの建物錠を破壊するもの等）の正当な理由のない隠匿携帯を禁止し、違反した場合1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科せられる²⁶。したがって、グレーチング窃盗の犯行用具として主に用いられるバール²⁷は同法で規制されるが、金属ケーブル窃盗の84%で用いられるケーブルカッター等は規制対象ではない。

（イ）軽犯罪法（ケーブルカッター等を含む侵入具規制）

軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第3号（侵入具携帯の罪）は、ピッキング防止法の規定と同様の趣旨の法制度であり、「他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具」の正当な理由のない隠匿携帯を禁止している。ケーブルカッター等も、一定の場合に同規定で規制される。しかしながら、罰則は拘留（1日以上30日未満の間、刑事施設に拘置）又は科料（1,000円以上1万円未満）にとどまることから、刑罰の威嚇力による抑止効果が限定的であることに加え、刑事訴訟法上、被疑者の逮捕及び勾留に

²³ 特定金属とは、「銅その他犯罪の状況、当該金属の経済的価値その他の事情に鑑み、当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属として政令で定めるもの」であると定義されている。

²⁴ 「金属くず買受業を営む者」は金属くずを直接買い受けている業者に限られない。金属製造メーカー等が金属くず買受業者から特定金属くずに該当するものを業として買い受けている場合、「金属くず買受業を営む者」となり、金属盗対策法案の規制対象となる（第217回国会衆議院内閣委員会議録第23号（令7.5.23））。

²⁵ 過去に確認を行っている相手方との一定の取引については、本人確認を不要としている（3.（2）イ（ウ）参照）。

²⁶ ピッキング用具を用いた侵入窃盗の認知件数は、平成12年に29,211件であったが、法施行後の平成16年には4,355件（警察庁『平成16年の犯罪情勢』（平17.6）35頁）となり、令和5年には21件となっている（警察庁『令和5年の犯罪』（令6.10）「18 侵入窃盗 発生場所別 侵入口・侵入手段別 認知件数」）。

²⁷ 令和5年から令和6年6月までに検挙されたグレーチング窃盗で用いられた犯行用具の71.4%はバールである（金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』7頁）。

制約があり²⁸、違反に対する効果的な取締りが困難であるとされる²⁹。

イ 金属盗対策法案（ケーブルカッター等の規制）

こうした状況を踏まえ、金属盗対策法案では、特定金属を切断することができるケーブルカッター等を「指定金属切断工具」³⁰と定義し、業務その他正当な理由による場合を除き、指定金属切断工具を隠して携帯することを禁止している（第15条）³¹。

また、令和6年の太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の検挙人員の約7割は外国人であり、同じ国籍の者同士の知人関係等を通じて犯行手口や盗品の売却先などの情報が伝わり、犯罪グループが形成され³²、金属盗が広域的、組織的に敢行されている³³。金属盗対策法案附則第5条では、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（以下「入管法」という。）の一部改正が盛り込まれた。改正内容は、指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止違反の罪により拘禁刑に処された外国人は、上陸の拒否、退去強制、出国命令の対象となるほか、在留資格の取得許可、仮滞在の許可の対象外とするものである。なお、ピッキング防止法のピッキング用具の所持の禁止違反及び指定侵入工具の携帯の禁止違反により拘禁刑に処された外国人は既に同様の取扱いとなっている。

（3） 盗難防止情報の周知によって防犯対策を進展させること

警察では金属盗対策の取組³⁴の一環として業界団体、関係省庁と連携した各種防犯対策に資する情報の周知等が行われている。また、太陽光発電事業者等では金属盗対策として自主防犯対策を講じているところもあり、例えば、太陽光発電施設において、ケーブルの素材を銅から価格がより安価なアルミニウムに置き換える動きが広がっているとされる³⁵。

金属盗対策法案では、警視総監又は道府県警察本部長などは、太陽光発電設備設置者を始めとする金属盗被害に遭うおそれが大きい事業者等に対して盗難防止に資する情報を周知するよう努めなければならないと規定し、努力義務を課している（第16条）。なお、金属盗対策に関する検討会においては、「金属盗難の防止に資する情報の周知について、法規で

²⁸ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第217条では、30万円（一定の場合2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の現行犯については、犯人の住居や氏名が明らかでない場合、犯人が逃亡するおそれがある場合に限り、現行犯逮捕できるとされている。同規定は「軽微な犯罪の犯人に対して逮捕という強制手段を用いることを原則的に回避しようとした趣旨である」（津田隆好『警察官のための刑事訴訟法講義【第四版】』（東京法令出版株式会社、平成31年）107頁）とされる。

²⁹ 警察庁『規制の事前評価書（盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（令和7年3月）、指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止）』、警察庁『特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律等の趣旨、要点及び運用上の留意事項について（通達）』（平15.8.1）

³⁰ 詳細については、警察庁『盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令案（概要）』参照。

³¹ 同規定に違反した場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる（第22条）。

³² 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

³³ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23）

³⁴ 警察庁は令和6年7月29日に「組織的窃盗・盗品流通事犯対策の推進について（通達）」を発出し、金属盗などの組織的窃盗・盗品流通事犯への対策として、「都道府県警察における体制の構築」、「部門間の情報共有」、「捜査の在り方の見直し」、「事業者への防犯対策についての継続的働き掛け」等を推進としている。

³⁵ 『読売新聞』夕刊（令6.11.15）。また、同記事ではアルミニウム製のケーブルについて、山梨県の太陽光発電施設の管理会社によると、「アルミの電気伝導率は銅の6割ほどだが、ケーブルのサイズを少し太くすれば、機能には問題ない」とされている。

はないものを確認的に法律に定める例もあるし、警察としての責務を定めるという意味で法律に書くことは十分あり得、広報あるいは啓蒙的な意味が大きいと考える。特定の人の権利を直ちに侵害するものでもないことから、積極的に行ってもらいたい」³⁶との意見が出されている。

3. 金属盗対策法案についての主な国会論議³⁷

(1) 法案の意義や特定金属の定義について

ア 金属盗対策法案の意義

金属盗対策法案の意義について問われた坂井国家公安委員会委員長は、「金属くず買受業に係る措置により、窃盗犯による盗品の換金が困難になること、犯行用具規制により、特定金属製物品が窃取される前の先制的な対処が可能となること、盗難防止情報の周知により、各事業者が効果的な防犯対策を講じることで、特定金属製物品が盗まれにくくなることが挙げられ、これらによって金属盗が大きく減少することを期待している」旨答弁した³⁸。

また、平成28年時点でも「金属屑回収業者」が盗品の処分先となった件数は既に5,047件あったところ³⁹、平成28年当時と近年の金属盗の違いについて坂井国家公安委員会委員長は、「平成28年当時もかなり件数的には多いと認識をして間違いがないと思うが、一方で、当時はまだ金属盗については大きな社会問題となっていなかった。近年は太陽光の発電施設がそういった被害に遭えば、数か月から1年電気が提供できなくなるといった二次的な経済被害額が多額になるなど、被害の中身が全く変わってきたことで、社会的に大きな問題になってきた」旨答弁した⁴⁰。

イ 特定金属の定義

金属盗対策法案の規制対象となる特定金属として明文されているのは金属盗被害の多い銅⁴¹に限られ、その他の金属は政令で定めることとされている（2.（1）イ参照）。特定金属について警察庁は、「現在の被害実態⁴²等を踏まえると、現時点ではまずは銅を対象にすれば足りるというふうには考えている」とした上で、「鉄やアルミニウムについても、今後の窃盗の認知件数や被害額の推移、取引価格の状況等を踏まえ、また業界の意見も聞きながら、特定金属として指定する必要性については検討する」旨答弁した⁴³。

³⁶ 金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』23頁

³⁷ 以下、会議録の引用部分については、発言の趣旨が変わらない範囲で要約や字句修正を施している。

³⁸ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23）

³⁹ 警察庁『古物営業の現状と課題』（平29.10.13）2頁（第1回古物営業の在り方に関する有識者会議資料。同会議では平成30年の法改正に先立ち、許可制度や営業制限の規制緩和等について議論されていた。）。なお、同資料では、「金属くず買受業者」ではなく「金属屑回収業者」と表記されている。

⁴⁰ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁴¹ 銅を含む「青銅」や「しんちゅう」等の合金は、金属くず全体における銅の占める重量又は価格が2分の1以上になる場合に特定金属くずに該当することとなる（警察庁『盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部施行等に係る趣旨、要点及び運用上の留意事項について（通達）』（令7.8.20））。

⁴² 令和6年の金属盗材質別被害状況は、銅が1万1,191件、鉄が3,503件、しんちゅう（銅と亜鉛の合金）が1,147件の順で多い（第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23））。アルミニウムは、令和5年の状況によればしんちゅうの次に多い（金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』2頁）。

⁴³ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

この点、参議院内閣委員会の附帯決議（以下「参議院附帯決議」という。）⁴⁴においては、「一 本法において、規制の対象となる特定金属の範囲については、金属価格の変動・金属盗による被害の状況等を踏まえ、適時適切に検討し、周知を行うこと。」とされた。

（２）金属くず買受業に係る措置について

ア 届出制

金属盗対策法案では届出制をとっている。参入規制により事前に不適合者を排除することができる許可制ではなく、届出制にした理由を問われた警察庁は、「金属盗対策に関する検討会において有識者委員から、『規制を厳しくし過ぎてしまうとそもそも申請や届出を行わない業者も出てきてしまい、実態が把握できなくなることもあり得るため、実態把握のためには、まずはハードルをあまり高くせず、届出制とするべきと考える』、『営業規制については業者への負担との均衡が必要であるところ、届出制であれば許可制と比較して規制の程度が弱く、均衡は十分にとれていると考える』などの意見があった」ことを挙げた上で、「盗品と知りながら買受けを行っているような悪質な買受業者はまだごく一部であるということなども踏まえ、業に対して参入の事前規制を行う必要までは認められないこととし、本法律案では届出制を採用することとした」旨答弁した⁴⁵。

この点、参議院附帯決議においては、「二 特定金属くず買受業者については、継続的に指導監督を行うほか、その実態の把握に努めるとともに、本法の運用状況を踏まえ、許可制の導入、現金取引の禁止、取引時の本人確認及び記録保存の一層の厳格化等の買受業者に対する規制措置の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」⁴⁶とされた（「現金取引の禁止」はエ、「取引時の本人確認の一層の厳格化」はイ（イ）参照）。

イ 本人確認

（ア）本人確認の具体的方法

取引相手の本人確認に関する具体的方法は、国家公安委員会規則で定めることとされている。これについて警察庁から、「犯罪による収益の移転防止に関する法律⁴⁷などの他法令の規定も参考に、個人番号カード、運転免許証、在留カードを始めとする顔写真付きの本人確認書類の提示を設ける方法などを定めることを想定している」旨の答弁があった⁴⁸。この点、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）では、対

⁴⁴ 本附帯決議については、参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/217/f063_061201.pdf>（令7.9.1最終アクセス）参照。

⁴⁵ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁴⁶ 衆議院内閣委員会の附帯決議（以下「衆議院附帯決議」という。）（衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku3E946E25A09371C249258C930010072F.htm>（令7.9.1最終アクセス））では、一参照。

⁴⁷ いわゆる「犯罪収益移転防止法」（平成19年法律第22号）。

⁴⁸ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23）。また、既に金属くず条例に基づく許可を受けたり、届出をしている特定金属くず買受業者が再度届出を行う必要性について警察庁は、「既に条例に基づく許可を受け又は届出を行っている買受業者であっても、本法律案が成立し施行され、特定金属くずの買受けを行う場合には本法律案に基づく届出を行うことが必要となる。ただ、いずれも同じ都道府県公安委員会に対する手続であることなどを踏まえ、具体的な運用において合理化を図るなど、買受業者に過度な負担を課すこ

面取引の場合に顔写真付きの本人確認書類までは求めていることから、古物営業法よりも厳格に整理した理由を問われた警察庁は、「古物については、例えば典型的には腕時計であれば刻印など、一定の個別性があり、そのもの本来の姿を保ったまま流通していく一方、金属くずについては、細かく裁断されたり、別の金属くずと合わせて圧縮されたりするなど、物品から得られる情報が乏しいため、盗品該当性を判断するためには買受けの相手方に係る情報がより重要であることから、より厳格な本人確認を行うことを考えている。また、金属盗対策に関する検討会においても、顔写真付きの本人確認書類による本人確認等を義務付けるべきと提言されている」旨答弁した⁴⁹。

(イ) 本人確認義務違反に対する罰則規定

古物営業法では本人確認義務違反に対し罰則規定がある一方、金属盗対策法案にはなく、指示処分を始めとする行政処分により対応することとなっている(2.(1)イ参照)。罰則がない理由を問われた警察庁は、「現状、盗品と知りながら買受けを行っているような悪質な買受業者はごく一部であることや、本法律案が特定金属くず買受業を営む者に対して新たに法律上の各種義務付けを行うことなどを勘案し、本人確認義務違反に対する罰則は設けていない。仮に本人確認義務違反が確認された場合には、指示処分等を行うことで違反状態の是正を図るとともに、悪質な違反に対しては罰則が担保されている営業停止命令⁵⁰等によって対応することとしている。なお、今後の法律案が成立した以降の施行状況については、状況を確認しながら、必要な対応は検討していく」旨答弁した⁵¹。

(ウ) 本人確認義務の免除

金属盗対策法案における本人確認義務の免除規定(第7条第1項ただし書)について警察庁は、「本法案では、過去に買受けの相手方となったことがある者で、当該買受けに際して本人確認を行っている者からの買受けを行う場合であり、かつ、当該買受けに係る代金の支払いをその者自身の銀行口座への振り込みにより行う場合であれば、重ねて本人確認を行う必要性は低いと考え、この二重の基準を満たす場合に限り、業者の負担にも配慮して再度の本人確認を不要とした」旨答弁した⁵²。

一方で、古物営業法にある1万円未満の取引に係る免除規定が、金属盗対策法案にはない理由を問われた警察庁は、「古物営業法において、対価の総額が1万円未満である取引をする場合、取引の相手方の氏名等の確認義務を免除しているが、これは古物商の負担軽減を図るために導入されたものである。ただ同法は、書籍等の盗難実態の多い一部の物品⁵³については、法の規制の潜脱防止のため、対価の総額が1万円未満の取引であっても本人確認を行わなければならないこととしている⁵⁴。本法案においては、一定の金額

とのないよう検討していく」旨答弁した(第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号(令7.6.12))。

⁴⁹ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号(令7.6.12)

⁵⁰ 金属盗対策法第21条では、営業停止命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされている。

⁵¹ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号(令7.6.12)

⁵² 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号(令7.5.23)

⁵³ オートバイ、コンピュータゲームソフト等、CD・DVD等、書籍。

⁵⁴ 金属盗の被害品の中にはグレーチングなど古物営業法の規制が及ぶものがある。この点、金属盗の被害が認められるものについては、1万円未満であっても本人確認を必要とすべきではないかと問われた警察庁は、

未満の取引についてその相手方に係る本人確認義務を免除すると法の規制を潜脱されるおそれがあり、取引額による本人確認義務の免除の規定は設けなかった」旨答弁した⁵⁵。

1万円未満の取引については、ホームレスなど空き缶集めを生活の糧とする者は、身分証明書を持っていないことも想定されることから、本人確認を免除すべきとの議論もあった⁵⁶。これに対し警察庁は、「本法律案における本人確認は、盗品の処分を防止するために重要なものであり、例外を設けることは慎重に検討しなければならない。本人確認義務の除外対象について、現状では脱法行為を防止するためにそのような規定は、必要性を全く感じていないが、今後の状況によって、銅以外のものを特定金属として対象を拡大するに当たっては⁵⁷様々なそういった要因も考えていかなければならない」旨答弁した⁵⁸。この点、参議院附帯決議においては、「四（略）また、少額取引の本人確認の在り方については、施行後の実態を踏まえ検討すること。」とされた。

ウ 警察官への申告

買い受けた特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めた場合の警察官に対する申告義務に係る特定金属くず買受業者の判断責任について問われた警察庁は、「警察官に対する申告義務については、特定金属くず買受業者の自主的な取組を促すものであり、盗品かどうかを調査、確認することまで求めるものではない。他方で、盗品の疑いがあると認めながら申告を怠るなどの事例を把握した際には、業者への指導や指示処分を実施することにより、是正を図っていききたい。もとより、盗品と知りながら買い受けるような業者については、刑法の盗品等有償譲受け罪を適用するなど（2.（1）ア（ア）参照）、厳格に取り締まっていく」旨答弁した⁵⁹。

また、盗品の疑いがある場合の基準を事業者に示すべきではないかと問われた警察庁は、「事業者の協力を得るに当たっては、申告すべき対象を分かりやすく示すことが重要である。届出業者に対しては、盗難特定金属製物品に関する情報の提供⁶⁰に加え、盗品の疑いが認められる場合を示すガイドライン等を示すことも検討していく」旨答弁した⁶¹。

「古物営業法の免除規定、これを見直すかどうかについては、今被害実態や本法案との均衡も踏まえ、検討している」旨答弁した（第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12））。その後、警察庁は金属製物品のうち、近年窃盗の被害が特に多い電線、グレーチング、エアコン等の室外機については、取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等の対象とする旨の「古物営業法施行規則の一部を改正する規則」を令和7年10月1日から施行するとしている（警察庁「古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第14号）」）。

⁵⁵ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23）

⁵⁶ 大阪市は、市の考え方として「空き缶については、収集することを自立の手段としている方々もおられることから、福祉的な観点も勘案し、空き缶の持ち去り行為を直ちに条例で規制することには慎重にならざるを得ないと考えております。」としている（大阪市「缶ごみの持ち去り行為について」（令7.1.6<<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000641323.html>>（令7.9.1最終アクセス）））。

⁵⁷ 銅のみが特定金属である場合、金属くず買受業者はアルミ缶、スチール缶の買受けに際して相手方の本人確認を行う必要はない。

⁵⁸ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁵⁹ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23）

⁶⁰ 金属盗対策法案第14条で、都道府県公安委員会は特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分の防止に資するため、届出業者に対し、盗難特定金属製物品に関する情報を提供するよう努めなければならないとされている。

⁶¹ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

エ 決済方法

特定金属くず買受業者の決済方法について、英国ではトレーサビリティ(追跡可能性)の観点から現金での取引が原則禁止されていることを踏まえ⁶²、日本でも現金取引を原則禁止すべきではないかとの議論があった。これについて坂井国家公安委員会委員長は、「業界団体によれば、金属価格の高騰によって一回当たりの取引金額が高額となっており、金属くずの買受けにおいて、現金取引は少なくなっているが、引き続き、現金で取引されている例は当然ある。金属盗対策に関する検討会において、規制の目的と業者全体に課される負担との均衡に留意すべきであるとの意見があり、盗品の処分を防止するため、まずは、買受けの相手方の本人確認義務等を導入することとした。この義務を導入することによって、当初の目的がかなり達成できるのではないかと想定をしておき、今回は金属くずの買受けに係る決済方法までは限定しなかったが、本法案施行後の情勢等々は注視していく」旨答弁した⁶³。

オ 監督

金属盗対策に関する検討会では、「コンプライアンス意識の低い業者にも各種義務を履行させるよう監督すべきである」⁶⁴とされ、金属盗対策法案では指示、営業停止命令、報告徴収及び立入検査といった規定が設けられた。この行政処分の基準⁶⁵について問われた警察庁は、「指示や営業停止命令といったいわゆる不利益処分については、警察庁においてモデル処分基準を定め、各都道府県においてこれを基に処分基準を定めている」とした上で、「このモデル処分基準については、どのような法令違反に関してどのような処分、指示処分であればこういった法令違反、営業停止命令であればこういった法令違反といったような形で、具体的に、どのような処分が適用されるか具体的に定めているものであるが、本法律案のモデル処分基準についても、類似の法令も参考にしつつ、不利益処分の性質に照らして、できる限り具体的な基準を定めていく」旨答弁した⁶⁶。

カ 外国人経営者への制度周知

盗品であると知りながら買い受けるなどして検挙された事例について警察庁は、「外国人経営者が検挙された事例が多いと認識している」旨答弁している⁶⁷。一方で、外国人経営者の中でも大半は適正な業者であると思われるとした上で、外国人経営者に対する制度の周知徹底について問われた坂井国家公安委員会委員長は、「特定金属くず買受業を営む者による協力が大変重要となるので、施行までの間、この特定金属くず買受業を営む者に対して法の内容について丁寧に周知を図っていくことが必要である」とした上で、「その中で、外国の者がこの業を営んでいるということも多数あると思う。日本国内

⁶² 英国の規制については、河島太朗「【イギリス】2013年金属くず取引業法の制定」『外国の立法』（国立国会図書館、平26.2）参照。

⁶³ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第23号（令7.5.23）

⁶⁴ 金属盗対策に関する検討会『金属盗対策に関する検討会報告書』19頁

⁶⁵ 行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項で「行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」と、第2項で「行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。」と定められている。

⁶⁶ 第217回国会参議院内閣委員会議録第22号（令7.6.12）

⁶⁷ 第217回国会参議院内閣委員会議録第22号（令7.6.12）

で業を営んでいるので、基本的には日本語でコミュニケーションが取れるということを想定しているが、今実際に条例等で届出や許可等々で実施している道府県もあるので、これらの実態等も参考にしながら、外国人事業者への周知の在り方については必要な工夫を検討していく」旨答弁した⁶⁸。

この点、参議院附帯決議においては、「三 特定金属くず買受業者として特定金属くずを業として買い受ける全ての事業者に対し、本法の措置の内容について効果的な周知を行うこと。その際、外国籍の事業者に対しては、資料を多言語化する⁶⁹など十分配慮すること。」とされた。

(3) 犯行用具規制、入管法改正について

ア 正当な理由、隠匿携帯とは

令和5年から令和6年6月までに検挙した金属盗に用いられた犯行用具の約半数、金属ケーブル窃盗に限ると全体の84%が、ケーブルカッター等であることに鑑み、金属盗対策法案では、業務など「正当な理由」による場合を除いて、ケーブルカッター等の指定金属切断工具を「隠して」「携帯」することを禁止している⁷⁰。

まず、同規定の「正当な理由」について警察庁は、「個別具体の事案に即して、社会通念に照らして、携帯している理由の正当性を評価し、判断することとなる。例えば、工事業者が業務に使うために携帯しているような場合は正当な理由に該当する。正当な理由に当たるかどうかの判断に当たっては、指定金属切断工具を携帯している者の職業や携帯している状況等に加え、携帯に係る動機、目的、時間的、場所的合理性といった要素を勘案し、総合的に判断することとなる」旨答弁した⁷¹。

次に、「隠して」について警察庁は、「一般論として、他人の目に触れないようにしていることが重要な要素になる。他人の目に触れないようにあえてケーブルカッター等をケースに収納して車に積んでいるような場合は隠匿携帯に該当する可能性もあると考えているが、ケーブルカッター等を他人の目に触れるような状態で堂々と携帯しているような場合は、隠匿携帯には該当しないものと考えている」旨答弁した^{72, 73}。

そして、「携帯」について警察庁は、「携帯とは、法令上、人が物を現に携え持っている場合にのみ用いられる用語であり、人が物を事実上支配している場合に広く用いられる用語である所持よりも狭い意味で用いられている」旨答弁した⁷⁴。また、所持ではなく

⁶⁸ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁶⁹ 犯行用具規制（令和7年9月1日施行）の概要の周知では、多言語による資料が公表された（後掲注79参照）。

⁷⁰ なお、同規定の保護法益について警察庁は「特定金属製物品の窃取の防止に資することにより国民生活の安全と平穏を確保することである」旨答弁した（第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12））。

⁷¹ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23）

⁷² 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23）

⁷³ この点、抜け道としてケーブルカッター等を隠さずに携帯している場合、警察官は事前に窃盗を阻止できるのか問われた警察庁は、「窃盗犯がケーブルカッター等を隠匿せずに堂々と携帯していたとしても、それを発見した警察官において当該窃盗犯の挙動、周囲の状況等を総合的に勘案し、職務質問を実施すること等により被害の未然防止や他法令を活用した当該窃盗犯の検挙につなげることが可能である」旨答弁した（第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12））。

⁷⁴ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

携帯を禁止した理由について⁷⁵、警察庁は、「ケーブルカッターやボルトクリッパーは汎用性が一定程度ある工具なので、国民生活への影響が最小限となる規制範囲とすることとした。人が物を事実上支配している状態をいう所持を規制することとした場合、家屋内に保管することさえも規制されることとなるため、人が物を現に携え持っていることを表す携帯を対象とし、かつ、人目に触れないように隠して携帯していることの危険性の高さに着目して隠匿携帯を禁止することとした」旨答弁した⁷⁶。

イ 不適切な運用を防ぐための基準

指定金属切断工具の隠匿携帯規定の適用については、最終的には現場警察官の総合的な判断に委ねられることから、不適切な運用や濫用が懸念されるとの指摘に対し、坂井国家公安委員会委員長は、「法運用が地域で差が出ることなく全国で斉一的に行われることが重要であり、そのために、警察庁から都道府県警察に対して、具体的な運用基準を示してその指導を徹底し、正当な理由があって指定金属切断工具を携帯している者が不当に取り締まられることがないよう警察を指導していく」旨答弁した⁷⁷。

また、法の運用をめぐる外国人に対し差別的取扱いが生じるのではないかと懸念が示された。この点、坂井国家公安委員会委員長は、「警察の業務遂行において人種や国籍等への偏見に基づく差別的な取扱いがあってはならず、本法律案の運用に当たっても、適正な運用が全国で斉一的に行われるよう、警察を指導していく」旨答弁した^{78、79、80}。

この点、参議院附帯決議においては、「六 指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止規定の運用に当たっては、人権を不当に侵害することのないよう、判断基準を明確化し、全国で斉一的な運用が行われるよう徹底すること。」⁸¹とされた。

ウ 入管法の改正

入管法の一部改正により、指定金属切断工具の隠匿携帯に係る規定で処罰された外国人は強制退去事由に該当することとなる（**2.（2）イ**参照）。この点、指定金属切断工具を持っていただけで強制退去となるのは厳しいのではないかと指摘に高村法務副大臣は、「本法案第22条の指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止の罪は、外国人や犯罪組織構成員が関与する金属製物品の窃取の準備行為として犯されるおそれのある罪である。このような罪を犯した外国人については、執行猶予の言渡しを受けた場合でも引き続き本邦に在留することができる」と、再び犯罪組織に戻るおそれもあり、適切な出入国

⁷⁵ ピッキング防止法では、ドライバーやパール等の指定侵入工具は、金属盗対策法案と同じく正当な理由のない隠匿「携帯」を禁止しているが、ピッキング用具等は、正当な理由のない「所持」を禁止している。

⁷⁶ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁷⁷ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁷⁸ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第23号（令7.5.23）

⁷⁹ 警察庁ウェブサイトでは、施行に伴い、犯行用具規制の概要に係るチラシを公表しているが、同資料は、英語版、中国語版、クメール語（カンボジアの公用語）版、ベトナム語版、タイ語版があり、多言語化されている（国籍別検挙状況等については、前掲注11参照）。

⁸⁰ 警察庁は「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部施行等に係る趣旨、要点及び運用上の留意事項について（通達）」（令和7年8月20日）で、法律の趣旨・要点を具体的に示すほか、適正な取締りのための留意事項等に言及している。なお、ピッキング防止法においても、全国斉一的な運用が行われるよう、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律等の趣旨、要点及び運用上の留意事項について（通達）」（平成15年8月1日）等を発出している。

⁸¹ 衆議院附帯決議では、七参照。

在留管理の観点からは相当でないことから、入管法第24条第4号の2の対象となる犯罪に追加して強制退去事由とすることが必要と考えている」旨答弁した⁸²。

（４）盗難防止情報の周知について

これまでも警察では盗難防止情報の周知を行ってきたが、金属盗対策法案では、改めて金属盗の被害に遭うおそれが高い者に対する盗難防止に資する情報の周知に係る規定を設けている（２．（３）参照）。同規定について警察庁は、「太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗を始めとする金属盗の防止を図っていく上では、太陽光発電施設を設置する事業者等による自主防犯の取組の推進が重要である。警察としても、こうした事業者による自主的取組を促すため、同規定を設けた」旨答弁した⁸³。

情報発信の地域格差について問われた坂井国家公安委員会委員長は、「情報発信の内容に地域格差が生じないことは重要である。警察庁においては、現在も金属盗の被害が多い県警等との検討会を随時実施するなどしていると承知している。引き続き、全国的な犯罪の発生状況等の情報を集約、分析し都道府県警察に還元するなどして、情報発信に関する都道府県警、この警察間の必要な連携を図られるよう警察を指導していく」旨答弁した⁸⁴。

また、官民が情報を共有するプラットフォームの必要性について坂井国家公安委員会委員長は、「関係事業者と警察も含めた連携は大切だと考えており、警察庁においてもこれまで以下の取組を行っている。一つが、太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の被害状況や防犯対策等について、業界団体や関係省庁を交えた検討会の開催、二つ目が、太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗被害に関し、都道府県警察から経済産業省を通じ業界団体及び事業者に対して防犯情報を網羅的に提供できる枠組みの構築、三つ目が、警察庁及び関係省庁支援の下、業界団体において推奨される防犯対策の取りまとめと周知である。特に二番目の防犯情報を網羅的に提供できる枠組みの構築が官民情報のプラットフォームそのものであり、ここを機能強化し、しっかり運用することによって効果的な情報共有を図れるよう、警察を指導していく」旨答弁した⁸⁵。

この点、参議院附帯決議においては、「八 太陽光発電施設における金属ケーブルの窃盗を始めとする金属盗の発生状況、手口及び有効な防止策について、不断の情報収集及び分析を行い、関係事業者等と警察とで広域的に共有するための官民情報プラットフォームを、関係業界と連携して速やかに構築し、運用するとともに、関係事業者等に対し、盗難防止に資する情報を積極的に周知すること。」⁸⁶とされた。

（５）条例について

金属くず条例は17道府県のみで制定されていたため、全国斉一的な規制となっておらず、条例のある地域から、未制定の地域に盗品が持ち込まれる「県またぎ」防止のため金属盗

⁸² 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁸³ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁸⁴ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁸⁵ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁸⁶ 衆議院附帯決議の二と同文。

対策法案で買受け規制が制定された。一方で、金属くず条例のある地域では、既に地域の実情に応じて独自に規制を課している。金属盗対策法案よりも厳格な「許可制」を採用する地域は13道府県あるほか、罰則が本法律案の罰則より重い地域もある⁸⁷。

そうした中、金属盗対策法案第20条では、「この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、金属くずの買受けに関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。」と規定された。この趣旨について警察庁は、「本法律案は金属盗を防止するために立案し提出したものだが、既に条例が制定されている道府県もあり、地域の実情に応じ、より厳しい規制を設ける必要性が認められる場合には、条例でそのような規制を導入することも容認してよいと考えている。当該趣旨を明確にするために、本法律案の第20条において、この法律に規定するもののほか、金属くずの買受けに関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではないという旨を規定したものである」旨答弁した⁸⁸。

この点、参議院附帯決議においては、「十 いわゆる金属くず条例の中には、金属くず買受業者の許可制を導入するとともに、銅以外の金属も規制対象とするものなどがあることを踏まえ⁸⁹、本法の趣旨に反しない限りにおいて、条例による規制を妨げることをないようにすること。」とされた。

4. 今後の課題

金属盗対策法案の金属盗防止という本来の目的を達成するためには、金属くず買受業者の協力が重要であり、まずは外国人事業者等も含めた制度の周知徹底が求められる。そして、規制に係る事業者等の負担や金属盗抑止効果に関する国会論議では、政府側からは今後の情勢を注視し、制度の在り方を検討する旨の答弁が繰り返された。これらの点について、施行後の状況に応じて規制の在り方を適宜見直すことは不可欠であろう。

また、金属盗対策法案は、特定金属くず買受業者への行政処分や犯行用具の隠匿携帯者への検挙を可能としており、国会では恣意的な運用の懸念も示された。この点、不当な人権侵害がないよう、判断基準を明確化し、全国斉一的な運用を徹底することが求められる。

さらに、金属盗対策に当たっては金属くず買受業者や太陽光発電施設設置者といった者の協力が必要不可欠である。官民情報プラットフォームを有効に活用することで、金属盗対策法案の内容や盗難防止情報等を効果的かつ速やかに周知するなどして、協力体制を構築することが重要である。

加えて、金属盗対策の推進においては地域的な取組も重要である。金属盗の被害状況には地域的な特徴があり、被害実態に即した各地域における積極的な取組を行うことも欠かせず、その取組を妨げないという観点にも留意が必要である。

(よしだ のりひと)

⁸⁷ 例えば、近年の千葉県（令6.7制定）、茨城県（令6.10全部改正）、静岡県（令7.7一部改正）の条例では、無許可営業に係る拘禁刑は1年以下となっているが、金属盗対策法案（無届営業）では6月以下である。また、各条例では金属盗対策法案にはない本人確認義務違反等に対する罰則規定が設けられている。

⁸⁸ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第22号（令7.6.12）

⁸⁹ 条例によって規制対象は異なるが、対象金属を銅のみとする条例はないようである（令和7年9月1日現在）。